

盛岡広域振興局長告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年11月20日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 不動盛岡線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間 | 新旧の別 | 敷地の幅員 | 延 長 |
|--|------|------------------|------------|
| 紫波郡矢巾町大字上矢次第3地割85番2地先から大字煙山第17地割61番2地先まで | 新 | A 48.9~19.0 m | m 321.3 |
| | | B 17.0~14.5 | 333.8 |
| | 旧 | A 48.9~19.0 | 321.3 |

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 平成30年11月20日から同年12月20日まで